

令和元年12月玉川村議会定例会

議事日程（第1号）

令和元年12月6日（金曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 村長の提案理由の説明
- 日程第 4 請願の処理について（委員会付託）

出席議員（12名）

1番	小 針 竹千代 君	2番	石 井 清 勝 君
3番	車 田 幹 夫 君	4番	渡 邊 一 雄 君
5番	塩 澤 重 男 君	6番	小 林 徳 清 君
7番	飯 島 三 郎 君	8番	田 子 武 幸 君
9番	西 川 良 英 君	10番	三 瓶 力 君
11番	大和田 宏 君	12番	須 藤 利 夫 君

欠席議員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	溝 井 康 夫	主 査	大 竹 絵美子
-------	---------	-----	---------

説明のため出席した者の職氏名

村 長	石 森 春 男 君	副 村 長	川 俣 基 君	
教 育 長	鈴 木 文 雄 君	総 務 課 長	塩 澤 理 博 君	
住 民 課 長	塩 田 敦 君	税 務 課 長 兼 会 計 管 理 者	車 田 ヨシ子 君	
健康福祉課長	溝 井 浩 一 君	産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 長	須 田 潤 一 君	
地域整備課長	石 井 雅 夫 君	事 務 局 長	教 育 課 長	須 釜 信 一 君
公 民 館 長	小 針 武 彦 君			

◎開会の宣告

○議長（須藤利夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12人であります。

定足数に達していますので、令和元年12月玉川村議会定例会を開会いたします。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長（須藤利夫君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（須藤利夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（須藤利夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、

6番 小林 徳 清 君

7番 飯 島 三 郎 君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（須藤利夫君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月11日までの6日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月11日までの6日間に決定いたしました。

◎村長の提案理由の説明

○議長（須藤利夫君） 日程第3、村長の提案理由の説明を求めます。

村長、石森春男君。

〔村長 石森春男君登壇〕

○村長（石森春男君） おはようございます。

まず、10月12日から13日にかけて台風19号が県内外に大きな被害をもたらし、村内においても未曾有の災害をもたらしたところでございます。改めて災害に遭われました方々に対しましてお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは、本日、令和元年12月議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、年末で公私ともに何かとご多用中のところご参集いただきまして、まことにありがとうございました。

まず初めに、このたびの台風19号により被害を受けられました皆様方に、心からお見舞いを申し上げます。

今回の台風被害につきましては、阿武隈川の堤防の決壊及び越流により、本村流域のほぼ全体にわたり氾濫が発生し、未曾有の大水害となりました。

幸い人的な被害は免れましたが、浸水家屋は62棟に上り、140ヘクタール近くに及ぶ水田並びに農業用ビニールハウス・露地栽培の畑が冠水したほか、農業用施設への浸水、さらには公共土木施設や防災行政無線施設への被害も発生いたしました。

また、公共交通機関では、JR水郡線において、常陸大宮駅から安積永盛駅までの区間が10月末まで運休したほか、福島交通路線バスでは現在も一部路線の迂回運行が続いております。

す。

このような被害を受けて発生した災害ごみについては、10月14日から旧竜崎分校跡地において、また、稲わらについては、10月15日より中地区において、それぞれ受け入れを開始しており、災害ごみについては、文化体育館の南側村有地に2カ所目の仮置き場を設けたところであります。

さらに、浸水被害を受けた地域においては、速やかに家屋の消毒を行ったほか、住宅被害認定調査を行った結果、住家における全壊は2世帯で2棟、大規模半壊が10世帯で12棟、半壊が22世帯で28棟、一部半壊が11世帯で11棟となり、非住家においても9棟の被害が確認されました。

なお、12月2日現在の罹災証明書発行件数は50件、被災証明書発行件数は74件となっております。

家屋の浸水被害を受けた世帯に対しましては、個別に支援等のお知らせを送付したほか、11月14日発行の広報たまかわにおいて、各種支援制度をお知らせしているところであり、これまで災害見舞金や住宅の応急修理などについて順次手続を進めております。

村といたしましては、今後も国や県、JAや商工会などしっかりと連携しながら、一日も早い復旧・復興に向けて全力で取り組んでまいりたい決意であります。

さて、早いもので今年も残り3週間足らずとなりました。

改めて、本年を少し振り返ってみますと、4月30日に「平成」の時代が幕を閉じ、5月1日からは新たな「令和」の時代の幕開けとなりました。

7月には、令和に改元して初めての国政選挙となった参議院議員通常選挙が行われ、自民・公明両党の与党が改選の半数を上回る議席を獲得し、国会での安定基盤を確保いたしました。

これまで政府は、経済や生活などに与える影響を懸念し、二度にわたり消費税の増税を先送りしていましたが、子ども子育て支援や教育無償化の充実などに向けた財源確保のため、10月1日からの増税に踏み切りました。

また、消費税導入以来、初めて「軽減税率」を設け、さらに、中小規模の小売店などでは、クレジットカードや電子マネーなどのキャッシュレス決済による「ポイント還元制度」を9カ月間限定で実施することとなりました。

その後、国では第200回臨時国会が10月4日に召集され、安倍晋三首相は衆参両院の本会議で所信表明演説に臨み、消費税率の10%への引き上げについて、「影響には十分目配りす

る。国内消費をしっかりと下支えすることで経済の好循環を確保する」と述べ、社会保障では70歳までの就業機会の確保、予防医療・介護の充実、厚生年金の適用範囲拡大の3つの制度改革に取り組む考えを示しましたが、これらは村民一人一人の生活にも直結するものでありますので、情報を収集して的確に対応してまいりたいと考えております。

一方、福島県においては、本年10月に開催された第72回全日本合唱コンクール全国大会において、郡山第五中学校と県立郡山高等学校がそれぞれ文部科学大臣省を受賞し、日本一の栄冠に輝きました。この快挙は、合唱王国ふくしまの名声をさらに高めただけでなく、このたびの台風で被害に遭われた県民に元気と感動を与えてくれました。

県の令和2年度当初予算編成方針では、復興・創生期間や総合計画の最終年度であるとともに、次期ふくしま創生総合戦略の初年度として重要な年となるため、共働の輪を広げ、挑戦を続けながら、復興・創生期間終了後も見据え、県の復興と福島ならではの地方創生をさらに前に進めていくとし、総合計画の11の重点プロジェクトを推進する取り組みを最優先に予算配分を行うとしております。今後示される具体的事業の情報収集に努め、適切に対応してまいりたいと考えております。

本村においては、現在、台風19号被災による公共土木災害復旧事業並びに農林災害復旧事業を最優先課題とし、災害査定に向けて、庁内職員によるプロジェクトチームを組織し準備作業を進めたほか、村税等の減免を行うなど、一日も早い村民の生活再建に向けて対応を図っているところであります。

次に、中学校の統合につきましては、既に校名や校章、制服や通学バスの運行については決定しておりますが、現在は校歌の作成並びに泉中学校校舎の外構整備工事を実施しております。

さらに、11月には初めて泉中、須釜中、玉川第一小学校、須釜小学校が一堂に会した合同学習会を開催し、児童や生徒の交流を深めたところであります。

今後も、来年4月の開校に向けて、万全を期して準備を進めてまいります。

次に、産業振興につきましては、先月、産業まつりと村民文化祭を開催しました。当日は天候に恵まれたこともあり、村内外を問わず数多くの方が来場し、大変活気のある一日となりました。

開催に向けてはさまざまな意見もありましたが、前を向いて、上を向いて進んでいこうという気持ちが養われたものと考えております。

本村の令和2年度の予算編成に当たっては、「第6次玉川村振興計画」前期計画の最終年

度となることから、「未来（あす）が輝く村づくり“元気な”たまかわ」の実現に向け、各種事業の評価や検証、総点検、さらに多様化する行政ニーズに的確に対応するなど、必要な施策・事業を着実に推進するとともに、財政健全化による持続可能な行財政基盤の構築との両立を図りながら、活力のある村の創造に向けた予算編成に努めることとしております。

特に、人口減少問題につきましては、「玉川村まち・ひと・しごと総合戦略」を踏まえ、地方創生交付金等を積極的に活用しながら、斬新な発想で事業の構築に臨むこととしており、具体的には子ども子育て支援対策、移住定住対策、少子化対策、産業振興並びに住民福祉向上のための施策については、住民のニーズを的確に捉え、進取果敢に「たまかわの創生」に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、施策の検討に当たっては、限られた財源を最大限に生かせるよう、事業の必要性・優先度を十分に検証し、精度の高いコスト意識と柔軟・大胆な発想により事業の「選択と集中」を意識しながら、職員一人一人の創意工夫により、中長期的な視点を持った事業を構築するよう指示をしたところであります。

今後も確実な村政伸展、快適で安全に安心して暮らせる村づくりを目指してまいりますので、議員各位のご理解とご協力をいただきますようお願いをいたします。

それでは、令和元年12月議会定例会に提案いたしました議案について、提案理由をご説明いたします。

まず初めに、議案第54号 専決処分の承認を求めることについてであります。台風19号による被災に対する災害救助及び災害復旧等に係る経費について、令和元年度玉川村一般会計補正予算（第4号）に計上し、専決処分したものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ3億9,429万9,000円を増額し、予算総額を45億1,900万2,000円とするものであります。

歳入の主なものは、災害等廃棄物処理事業に係る国庫支出金で1,521万9,000円、農業用施設災害復旧事業等に係る県支出金で9,954万8,000円、財政調整積立金等に係る繰入金で2億4,243万2,000円、農業用施設災害復旧事業等に係る村債で3,710万円をそれぞれ増額するものであります。

また、歳出の主なものは、災害等廃棄物処理事業等に係る民生費で8,651万7,000円、被災農家支援事業等に係る農林水産業費で1億3,616万3,000円、農業用施設災害復旧事業等に係る災害復旧費で1億5,404万3,000円をそれぞれ増額するものであります。

そのほか所要の補正を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、議会に

報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第55号 専決処分の承認を求めることについてであります。令和元年度玉川村農業集落排水事業特別会計において、台風第19号に伴う被災により、災害復旧事業を早急に対応する必要が生じたため、令和元年度玉川村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）に計上し、専決処分をしたものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出をそれぞれ2億6,872万7,000円増額し、予算総額を8億5,601万1,000円とするものであります。

歳入の主なものは、国庫補助金を1億5,971万4,000円増額し、歳出では、農業集落排水施設災害復旧費を2億6,872万7,000円増額するものであります。

その他所要の補正を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、議会に報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第56号 専決処分の承認を求めることについてであります。台風第19号による被災者の救済対策として、地方税法等の規定に基づき、令和元年台風第19号による被災者に対する村民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条例を制定し、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、議会に報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第57号 玉川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてであります。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い整備される会計年度任用職員の給与等に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

次に、議案第58号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い会計年度任用職員制度が整備されることから、関係条例について所要の改正をするものであります。

次に、議案第59号 玉川村森林環境譲与税基金条例の制定についてであります。この条例は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、当該譲与税を原資として、森林の整備及びその促進に関する施策に要する財源に充てることを目的とした基金を設置するため、地方自治法第241条の規定に基づく基金条例を定めるものであります。

次に、議案第60号 村長等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。今回の改正は、村長等の期末手当の支給率を引き上げる改正をするものであります。

次に、議案第61号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。議案第60号と同じく、議会議員の期末手当の支給率を引き上げる改正をするものであります。

次に、議案第62号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。今回の改正は、令和元年の人事院勧告及び福島県人事委員会の勧告に準じて、給料表及び勤勉手当等の給与改定、さらに、地方公務員法の一部改正により成年後見人等の失職に関する規定が削除されたことにより、所要の改正をするものであります。

次に、議案第63号 玉川村旅費条例の一部を改正する条例についてであります。今回の改正は、地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

次に、議案第64号 令和元年度玉川村一般会計補正予算（第5号）についてであります。今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ9億8,163万5,000円を増額し、予算総額を55億63万7,000円とするものであります。

歳入の主なものは、地方交付税で7,128万5,000円、災害等廃棄物処理事業及び公共土木施設災害復旧事業等に係る国庫支出金で1億9,786万8,000円、被災農家支援事業及び農業用施設災害復旧事業等に係る県支出金で5億4,267万2,000円、公共土木施設災害復旧事業及び農業用施設災害復旧事業等に係る村債で2億4,160万円をそれぞれ増額し、財政調整積立金等に係る繰入金で7,956万4,000円を減額するものであります。

また、歳出の主なものは、災害等廃棄物処理事業等に係る民生費で5,469万7,000円、被災農家支援事業等に係る農林水産業費で2億7,757万1,000円、公共土木施設災害復旧事業及び農業用施設災害復旧事業等に係る災害復旧費で6億2,740万9,000円をそれぞれ増額するものであります。

次に、議案第65号 令和元年度玉川村介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。今回の補正は、上半期実績を踏まえ下半期の給付費を補正するものであります。

歳入の主なものは、国庫補助金の調整交付金を1,654万3,000円増額し、歳出の主なものは、保険給付費を3,280万円増額、基金積立金を1,552万5,000円減額、歳入歳出それぞれ1,727万6,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ6億4,402万5,000円とするものであります。

次に、議案第66号 令和元年度玉川村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。今回の補正は、台風第19号に伴う災害復旧事業に伴い、歳入で国庫補助金を3,004万8,000円増額し、一般会計繰入金を2,946万4,000円減額し、歳出では起債前貸に係る支払利息58万4,000円を増額するものであります。

その結果、歳入歳出予算をそれぞれ58万4,000円増額し、予算総額を8億5,659万5,000円とするものであります。

次に、議案第67号 令和元年度玉川村上水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。今回の補正は、給与改定に伴う人件費に係る所要額を補正するものであります。

収益的支出の営業費用について配水及び給水費で8万3,000円増額し、総係費で8万3,000円減額するものであります。

なお、予算総額に変更はございません。

以上、提案いたしました各議案につきまして、その概要を説明いたしましたが、詳細につきましては担当課長より説明させますので、よろしくご審議、ご決定を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（須藤利夫君） 村長の提案理由は、ただいまの説明のとおりです。

◎請願の処理について（委員会付託）

○議長（須藤利夫君） 日程第4、請願の処理についてを議題とします。

11月30日までに受理した請願は、お手元にお配りしました請願文書表のとおりでした。

所管の常任委員会に付託いたしますので、委員長は会期中に審査を行い、その結果を最終日に報告されるようお願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（須藤利夫君） お諮りいたします。

議事の都合により、12月9日は休会にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） ご異議なしと認めます。

よって、12月9日は休会とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、12月10日に再開しますので、午前10時にご参集ください。

(午前10時26分)